選手強化本部規程

第１条（総則）

この規程は、公益財団法人　日本自転車競技連盟定款（以下「定款」という。）第４２条並びに専門委員会規程第２条第２項の規定に基づいて設置された、選手強化本部会（以下「強化本部会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

第２条（目的）

強化本部会は、オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会等国際大会でのメダル獲得を目指し、定款第４条（３）（６）の事業を円滑に遂行することを目的とする。

第３条（事業）

強化本部会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　強化事業に係わる予算の執行に関すること。

(2)　強化事業の総合計画に関すること。

(3)　代表選手団（監督、コーチ、メカニック、マッサー、情報スタッフ、ドクター、通訳、総務、選手）の選考及び選考の解除に関すること。ただし、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ユースオリンピック競技大会、世界選手権自転車競技大会及びアジア自転車競技選手権大会を除く大会の選考及び選考の解除に関することについては選手強化委員会に委任することができる。選手強化委員会に委任した事項のうち同委員会が強化本部会による決定を求めて答申したものは、強化本部会において決定する。

(4)　代表選手団の派遣に関すること。

(5)　強化委員会より提議された事項に関すること。

(6)　競技力向上に必要な事業の一切に関すること。

第４条（構成）

強化本部会は次の構成とし、会長が本部長となり、副会長が副本部長、常務理事及び選手強化委員会委員長が本部員となり、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(1)　本部長（会長）

(2)　副本部長（副会長）

(3)　本部員（常務理事及び選手強化委員会委員長）

(4)　学識経験者は若干名とし、必要に応じて会長が委嘱する。

第５条（任期）

本部委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第６条（職務）

本部長は、強化本部会を代表して会務を総理する。

２　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは職務を代行する。

第７条（会議）

強化本部会は、本部長が招集し、議長となる。

２　強化本部会は、本部員の３分の２以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明したものは、出席者とみなす。

第８条（庶務）

強化本部会の庶務は事務局において処理する。

附則

平成７年（１９９５年）　　６月２４日制定

平成９年（１９９７年）　　９月２７日改正

平成１１年（１９９９年）　４月２４日改正

平成２７年（２０１５年）　２月２５日改正

平成２８年（２０１６年）　９月２１日改正

選手強化委員会規程

第１条（総則）

この規程は、公益財団法人　日本自転車競技連盟定款第４２条並びに専門委員会規程第２条の規定に基づいて設置された、選手強化委員会（以下「強化委員会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

第２条（目的）

強化委員会は、理事会並びに選手強化本部会（以下「強化本部会」という。）の諮問に応じ、選手強化全般の方針、計画、目標の策定を行うとともに、国内外の情報収集等調査・研究を行う。

第３条（事業）

強化委員会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

(1)　理事会並びに強化本部会より諮問された事項に関すること。

(2)　強化本部会が定めた総合計画に従った強化事業の具体的な実施に関すること。

(3)　代表選手団の選考に関して、強化本部会への答申に関すること。ただし、選手強化本部規程第３条第３号の委任を受けた大会の代表選手団の選考及び選考の解除は、強化委員会において決定する。この場合、代表選手団の選考及び選考の解除の決定が本連盟の重要な方針に関わると判断されたものは、強化本部会に決定を求めて答申することができる。

(4)　競技力向上に必要な事業の遂行に関すること。

(5)　国内外の情報収集、調査・研究に関すること。

第４条（構成）

強化委員会は次の構成とし、委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。

(1)　委員長　　１名（理事の中から選任）

(2)　副委員長　　１名（理事の中から選任）

(3)　委員　　5名を超えることはできない

(4)　専門的知識を有する者　　若干名

第５条（任期）

強化委員会委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

第６条（職務）

強化委員長は、強化委員会を代表して会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

第７条（会議）

強化委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　強化委員会は、委員の２分の１以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、当該議事につき書面をもって意思を表明した者は出席者とみなす。

第８条（部会）

強化委員会の下に必要に応じ部会を設置することができる。

２　部会の設置及び運営に必要な事項は別に定める。

第９条（決裁報告の義務）

強化委員会にて決議された議題については、直近に開催される強化本部会に報告し決裁を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合においては、本部長が決裁することができる。

第１０条（庶務）

強化委員会の庶務は選手強化部において処理する。

附則

平成１１年（１９９９年）　４月２４日改正施行

平成１３年（２００１年）　４月１３日改正

平成２７年（２０１５年）　２月２５日改正

平成２８年（２０１６年）　９月２１日改正